

セルフメディケーション税制の明細書は国税庁ホームページからダウンロードしてください。

令和 7 年分 医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

1 医療費通知に関する事項

氏名

医療費通知(※)を添付する場合 右記の(1)~(3)を記入します

※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の 6 項目が記載されたものとあります。

(例: 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

(例・健康休暇組合寺が発行する「医療費の知らせ」)

- ①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が
支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

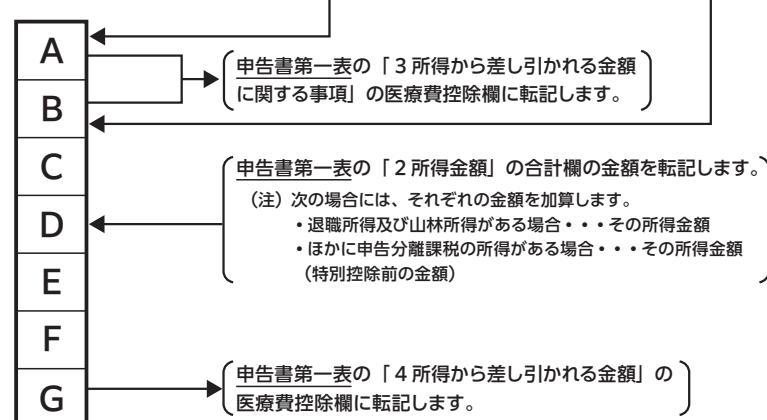
(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円 ⑦	円 ⑧	円 ⑨

2 医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。

3 振込額の計算

支払った医療費	(合計)	円
保険金などで 補てんされる金額		
差引金額 (A - B)	(赤字のときは0円)	
所得金額の合計額		
D × 0.05	(赤字のときは0円)	
E と10万円のいづれか 少ない方の金額		
医療費控除額 (C - F)	(最高200万円、赤字のときは0円)	



特 別 区 民 税 • 都 民 税 の 計 算 方 法 >>

税額の計算（総合課税分）

…一般的な計算方法です。

$$\text{所得割額} + \left[\begin{array}{l} \text{均等割額: 特別区民税 3,000円} \\ \text{都民税 1,000円} \end{array} \right] = \text{年税額} \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切り捨て} \end{array} \right]$$

所得割額の計算方法 …… 次の順に所得割額を計算します。

1 所得金額を計算します。

収入金額	必要経費	所得金額
その年に確定した収入金額や支払いを受けた金額	収入を得るために費やした金額や、給与所得控除額等	=

2 課税総所得金額（課税される所得）を計算します。

総所得金額	所得控除合計額	課税総所得額
1で計算した各所得金額の合計額から「純損失・雑損失」の繰越控除を差し引いた額	各所得控除の合計額	=

3 算出所得割額を計算します（税率は、特別区民税が一律6%、都民税が一律4%になります）。

課税総所得額	税率（特別区民税6%、都民税4%）	算出所得割額
×	=	

*分離課税に係る所得割の税率は異なります。

4 税額控除後の所得割額を計算します。

算出所得割額	税額控除	※	税額控除後の所得割額
—	=		

※税額控除には「調整控除」、「寄附金控除」、「配当控除」、「住宅借入金等特別税額控除」、「外國税額控除」、「株式等譲渡所得割額控除額」があります。